○旭市弔慰規程

平成17年7月1日 訓令第34号 改正 平成19年3月26日訓令第9号 平成20年3月31日訓令第5号

平成27年4月21日訓令第9号

(趣旨)

第1条 この訓令は、本市の特別職及び一般職の職員並びに本市のために特に功労のあった者に対する弔慰に関し定めるものとする。

(弔慰金等)

- 2 別表に掲げる者のうち2以上に該当する場合は、有利な方をもって 行う。
- 第3条 前条に定めるもののほか、本市に特に功労があった者と市長が 認める者に対し、弔慰金等を贈ることができる。

(滴用)

- 第4条 市葬及び準市葬をもってする者には、この訓令は適用しない。 (新盆)
- 第5条 前3条の規定に該当する者の新盆に際しては、通常用いられる 礼を失しない程度の新盆見舞を贈るものとする。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- この訓令は、平成17年7月1日から施行する。 附 則(平成19年3月26日訓令第9号)
- この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日訓令第5号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月21日訓令第9号)

この訓令は、公示の日から施行する。

別表 (第2条関係)

対象者の区分		香料の金額等								
			本人				父母・配偶者の父		同居の親族	
							母(同居のみ)			
			香料	生花・花環	香料	生花・花環		生花・花環	香料	生花・花環
			(円)		(円)		(円)		(円)	
1	市長	現職	100,000	花環1基及 び生花1基	10,000	花環 1 基	10,000	花環 1 基	5,000	花環 1 基
		元職	30,000	花環1基及 び生花1基	10,000	花環 1 基	10,000	花環 1 基		
2	副市長· 教育長	現職	1 100 000	花環1基及 び生花1基	10,000	花環 1 基	10,000	花環 1 基	5,000	花環 1 基
		元職		花環 1 基	10,000	花環 1 基	10,000	花環1基		
3	市議会議員	現職		花環1基及 び生花1基	10,000	花環 1 基	10,000	花環 1 基	5,000	花環 1 基
		元職		花環 1 基		花環 1 基	1	花環 1 基		
4		現職	10,000	花環 1 基	5,000	花環 1 基	5,000	花環 1 基	5,000	花環 1 基
	の委員及 び消防団 長	元職	10,000	花環1基						
5	付委委審委副防区馬属員員議員団分長・機・・会・長団・校関民各等消・長市をの生種の防消・市医			花環 1 基		花環 1 基		花環 1 基		
6 7	一般職の		1	花環 1 基	5,000	花環 1 基	5,000	花環 1 基		
	職員	元職	10,000		10.000	# rm - #	10.000	# rm - #		
		現 職 元 職	30,000		10,000	花環 1 基	10,000	花環 1 基		
8		現職	20,000		5,000	花環1基	5,000	花環 1 基		
	県議会議員	元職	10,000				-			
9	その他市長生器める	が必 者	5,000又 は 10,000	花環 1 基	5,000	花環 1 基	5,000	花環 1 基	5,000	花環 1 基

備考

- 1 区分1から区分3までの元職について、合併前の旭市、海上町、飯岡町 及び干潟町(以下「旧市町」という。)の当該区分に掲げる者(区分2に ついては助役及び収入役を含む。)を含むものとする。
- 2 区分4及び区分6の元職については、旧市町の当該区分に掲げる者を含むものとする。ただし、本人が職を辞してから20年以内の場合に限り適用するものとする。
- 3 花環及び生花は、通常用いられる礼を失しない程度の価格のものを贈る ものとする。